

- (11) 本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。
- (12) 本工事は、出来高に応じた部分払いを行う「出来高部分払方式」を選択することができる工事である。  
なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに支払負担行為担当官に通知すること。
- (13) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。  
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
- (14) 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。
- (15) 本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。  
若手主任（監理）技術者は、昭和54年4月2日以降に生まれた者とする。
- (16) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- (17) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- 2 競争参加資格  
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体有資格業者であること。  
なお、特定JVとして競争に参加する場合は、別に公示する特定JVの資格決定を受けること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
- (3) 東北地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定JVの代表者又は単体有資格業者にあつては、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が特定JVの代表者又は単体有資格業者にあつては、1,150点以上の者であること）。  
なお、特定JVの代表者以外の構成員にあつては、上記の点数を850点以上とする。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成16年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
- ④ 特定JVの代表者又は単体有資格業者  
・同種工事は、岸壁工事（栈橋式）において鉄筋コンクリート構造の上部工として純数量1,000㎡以上のコンクリートを打設した工事

- ② 特定JVの代表者以外の構成員  
・同種工事は、岸壁工事（栈橋式）において鉄筋コンクリート構造の上部工としてコンクリートを打設した工事  
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年3月31日付け国港技第105号の2）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定表」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は1名とする。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 特定JVの代表者又は単体有資格業者にあつては、平成16年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）  
・同種工事は、岸壁工事（栈橋式）において鉄筋コンクリート構造の上部工としてコンクリートを打設した工事  
特定JVの代表者以外の構成員にあつては、規定しない。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 配置予定の主任（監理）技術者が若手技術者であり、その他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対して臨機に対応できるものとして、

- 次に掲げる①から③全ての条件を満足することであること。なお、本工事において申請できる技術指導者は1名とする。
- ① 上記(6)に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。
- ② 他の工事に主任（監理）技術者として従事していないものであること。
- ③ 定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（1回/週程度）。  
なお、技術指導者を配置する場合の若手主任（監理）技術者に求める競争参加資格要件は、上記(6)②に掲げる主任（監理）技術者に求める同種工事の施工経験は求めない。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。
- ① 港湾土木工事のうち、平成28・29年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- ② 平成29年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）
- (12) 工程計画が適正であること。（入札説明書参照）
- (13) 技術提案が適正であること。（入札説明書参照）
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。